

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年11月22日（金曜日）

定期第58号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六〇円(消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ	〇公告
〇告示		特定非営利活動法人の設立の認証申請（政策・NPO協働推進課） 365
保安林の解除予定（2件）（湘南地域県政総合センター）	361	特定非営利活動法人の定款の変更認証申請（政策・NPO協働推進課） 366
肥料の分析検査の結果の概要（農業技術センター）	361	開発行為に関する工事の完了（平塚土木事務所） 366
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定の失効（健康医療・薬務課）	362	開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所） 366
〇監査委員公表		
監査の結果により講じた措置について	362	

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示

神奈川県告示第268号

次のように保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 解除予定保安林の所在場所
秦野市蓑毛字春嶽1,143（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び秦野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第269号

次のように保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 解除予定保安林の所在場所
秦野市蓑毛字春嶽1,143（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び秦野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第270号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により収去させた肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

令和元年11月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和元年9月分

普通肥料

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	味の素株式会社	53乾燥菌体肥料	主成分-TN, TP 有害成分-カドミウム				
乾燥菌体肥料	麒麟麦酒株式会社	4.0乾燥菌体肥料	主成分-TN, TP 有害成分-カドミウム				

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜（〇四五）二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜（〇四五）五七一―三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

令和元年10月分

特殊肥料

肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検 査 の 結 果								備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N	水分 (%)	
堆肥	株式会社アクト・エア	有機肥料「かえで」	2.6	0.9	1.0	27.1	120.0	3.2	13	19.4	

備考 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量、AN-アンモニア性窒素、NN-硝酸性窒素、TP-りん酸全量、CP-く溶性りん酸、SP-可溶性りん酸、WP-水溶性りん酸、TK-加里全量、CK-く溶性加里、WK-水溶性加里、SMg-可溶性苦土、CMg-く溶性苦土、WMg-水溶性苦土、SSi-可溶性けい酸、WSi-水溶性けい酸、SMn-可溶性マンガン、CMn-く溶性マンガン、WMn-水溶性マンガン、CB-く溶性ほう素、WB-水溶性ほう素、AL-アルカリ分、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCaO-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

3 特殊肥料の分析値は、原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

神奈川県告示第271号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定は、次のとおり効力を失う。

令和元年11月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1-(ベンゾフラン-6-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類(通称名 6-EAPB)
- (2) 化学名 1-(ベンゾフラン-4-イル)-N-エチルプ

ロパン-2-アミン及びその塩類(通称名 4-EAPB)

(3) 化学名 [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタン及びその塩類(通称名 NE-CHMIMO、JWH-018 cyclohexylmethyl derivative、CHM-018)

2 失効の理由

1の知事指定薬物が神奈川県薬物濫用防止条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

令和元年11月24日

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第12号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和元年11月22日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵 子
 同 桐 生 秀 昭
 同 松 崎 淳

1 措置の対象となった監査の結果

令和元年8月23日(神奈川県公報号外第22号)神奈川県監査委員公表第8号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会及び公安委員会を除く12か所に係る20事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容

<p>神奈川県畜産技術センター</p>	<p>平成31年 3月13日 (平成31年 2月12日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(単価契約、概算総価額314,145円)の締結に当たり、対価の支払の時期について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内とすべきところ、40日以内としていた。 2 歳計外現金事務において、個人事業者である設計士と締結した設計監理業務委託契約の対価13,601,520円のうち前払金4,080,000円の支払に当たり、源泉徴収が不要であると誤認したため、法定納期限内に所得税及び復興特別所得税1件、669,322円の源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税及び延滞税38,600円の賦課決定を受けて同額を納付していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、法律に関する理解や複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の案を伺う際に、管理職を含め複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 歳計外現金事務については、法律に関する理解や複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、相手方が法人ではない可能性がある場合には、競争入札参加資格者名簿による確認結果を添付し、管理職を含め複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---------------------	--	--	--

(2) 福祉子どもみらい局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

<p>監査実施箇所名</p>	<p>監査実施日</p>	<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>神奈川県立おいそ学園</p>	<p>平成31年 3月 5日 (平成31年 2月 1日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 予算の執行において、消火器の更新(契約額25,168円)に当たり、消火器の新規購入23,168円については「(節)需用費」とすべきところ、既存品の処分費と併せて全額を「(節)委託料」で執行していた。 2 収入事務において、児童福祉施設措置費負担金(平成30年4月分から同年9月分まで)12件、44,552,012円について、調定が3月を超えて遅れていた。 3 支出事務において、一般廃棄物処分・運搬費ほか18件、2,257,206円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息7件、2,400円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、支出科目にかかる財務規則等の規定についての理解不足が原因であり、所属においてもチェックが行き届かなかったことによるものである。消火器の新規購入分については平成31年3月5日に支出科目(節)の更訂を行った。 今後は、このようなことがないように、経理担当職員に対し執行における支出科目(節)の取扱いなど会計制度を周知するとともに、執行時には複数職員でチェックを徹底することにより、再発を防止し、適正な事務執行に努めることとした。 2 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として計画的に収入事務を執行することにより、再発を防止し、適正な事務執行に努めることとした。 3 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、請求書收受簿を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、再発を防止し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立中井やまゆり園</p>	<p>平成31年 2月21日 (平成30年12月21日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電力柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成30年度の共架柱等に係る使用料2件、3,122円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、管理する財産の現状確認が不十分であったことから通信線が共架されていることを見逃したものであり、平成31年2月1日付けで使用許可を行い、徴収不足分については、平成31年3月11日に収入した。 今後は、このようなことがないように、定期的に財産の現状確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(3) 健康医療局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

<p>監査実施箇所名</p>	<p>監査実施日</p>	<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>神奈川県立衛生看護専門学校</p>	<p>令和元年 5月 7日 (平成31年 1月31日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 支出事務において、平成30年11月分のIP通信網サービス料金(3,888円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息26円を支払っていた。 2 財産管理事務において、行政財</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、入学試験時期で業務が多忙であったことにより、支出事務の進行管理及びチェック体制が十分に機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認作業により、進行管理を徹底し、適正な</p>

		産の使用許可に当たり、処分不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが1件あった。	事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、行政財産の使用許可取扱要領の改正による様式変更を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定を改めて確認し、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立よこはま看護専門学校	平成31年3月18日 (平成31年2月5日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、学生健康診断業務委託契約(契約額4,752円)の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成30年10月2日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。	不適切事項については、会計局長通知の基本的な理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、契約内容の確認を複数の職員で行うことにより、適正な事務の執行に努めることとした。
神奈川県立平塚看護大学校	平成31年2月15日 (平成31年1月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、消火器の更新(契約額187,000円)に当たり、既存品の処分費12,500円については「(節)委託料」とすべきところ、新規購入費と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則等の規定の理解が不十分であったことによるものであり、直ちに会計局指導課に確認の上、平成31年1月10日に更正処理を行った。 今後は、このようなことがないように、当該事例のように前例に乏しい物品購入については、会計局が公開している先行事例等を確認することとし、必要な場合は事前に会計局指導課に相談するなど、適正な事務執行に努めることとした。

(4) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	平成31年1月31日 (平成30年12月19日から同月21日まで職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、公園使用料及び海岸使用料の収入未済2件、17,190円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、公園使用料の収入未済1件、16,956円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 電柱の設置などのための行政財産使用許可9件に係る更新許可(許可期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで又は平成30年4月1日から平成35年3月31日まで、使用料計44,418円)について、平成30年3月29日までに許可を行うべきところ、同年6月26日に行っていた。 (2) 電柱の設置などのための行政財産使用許可について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う変更許可を行っていなかった。その結果、使用料14件、4,847円が徴収不足であった。 (要改善事項) 神奈川県立葉山公園(以下「葉山公園」という。)における駐車場の管理許可に伴う土地使用料について、平成29年4月から平成30年3月までを対象期間とする分の調定を翌年度である平成30年4月に行っていた。 (以下令和元年8月23日(神奈川県公報号外第22号)神奈川県監査委員公表第8号中、第3監査の結果3(2)のとおり。)	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、督促状を発行する際の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、次のとおりである。 (1) 行政財産の使用に係る更新許可が遅れたことについては、業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、行政財産使用許可に係る申請整理簿を有効活用して業務の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 行政財産の使用に係る変更許可を行っていなかったことについては、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴い、条例施行前に変更許可を行う必要があるとの認識が不足していたことによるものであり、平成31年1月29日に変更許可を行い、不足分については、同年2月20日に収入済みである。 今後は、このようなことがないように、条例改正があった際に必要となる事務手続について理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 要改善事項については、常設駐車場の当該年度分の土地使用料の調定を年度開始後に行うとともに、臨時駐車場の前月分の土地使用料の調定を毎月初めに行うこととした。

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	平成31年2月5日 (平成30年12月26日及び同月27日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手續を行わないまま電柱に防犯灯1基が共架されているものがあつた。	不適切事項については、管理する財産の現状把握が不十分であつたことによるものであり、発見後速やかに相手方に連絡したところ、平成31年2月8日に撤去した。 今後は、このようなことがないように、財産管理業務を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県流域下水道整備事務所	平成31年2月27日 (平成31年1月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、相模川流域下水道右岸処理場焼却炉補機棟改築工事(土木・建築)平成29年度相模川流域下水道右岸処理場焼却炉補機棟改築工事(土木・建築)県単(その2)合併(最終契約額342,614,880円)の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかつた。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲を明示しておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知をしていなかつた。	不適切事項については、設計図書として特記仕様書を添付する必要性についての認識が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所定の手続の厳守を徹底するとともに、事務処理状況の確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 企業庁

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	平成31年3月13日 (平成31年2月6日及び同月7日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、車両運搬具修理代1件、17,280円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかつた。	不適切事項については、関係規定の理解不足や所属としての進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、新たにマニュアルを作成し職員の理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所	平成31年4月2日 (平成31年1月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政資産の使用許可に当たり、処分不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが128件あつた。	不適切事項については、関係規定及び様式の確認が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による関係規定及び様式の確認を十分行うことにより、使用許可の変更等を行う際、処分不服がある場合の正しい審査請求できる期間を教示することとし、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所	令和元年5月7日 (平成31年1月17日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、空調設備保守点検委託(契約額230,040円)について、上期の定期点検及びフィルター清掃の履行確認に当たり、対象機器1台が点検前に撤去されていたにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。また、下期のフィルター清掃に当たり、対象機器2台が更新されていたにもかかわらず、契約内容を変更していなかつた。 2 財産管理事務において、行政資産の使用許可に当たり、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料1件、2円が徴収不足であつた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務について、撤去済みの機器1台を含めて、空調設備保守点検委託の契約額全額を支払ったことに関しては、履行確認が不十分であつたことによるものである。 また、フィルター清掃に当たり、対象機器2台が更新されていたにもかかわらず、契約内容を変更していなかつたことに関しては、委託内容及び契約事務に関する理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、機器等の変更が生じた場合は速やかに契約変更するとともに、履行確認に当たっては契約内容と一致しているかの確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、使用料算定に当たり、神奈川県公営企業固定資産管理規程に基づく端数処理の理解が不十分であつたことによるものであり、平成31年1月30日に使用許可の変更を行い、徴収不足分については、平成31年3月1日に収入した。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和元年11月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年10月31日	特定非営利活動法人 報徳食品支援センター	田嶋 享	足柄上郡松田町松田惣領321番地1	この法人は、生活困窮者、高齢者、ひとり親家庭及びその困窮する実態に陥るおそれのある人々に対して、他のフードバンク団体と協力しながら、食品の提供及び生活支援に関する事業を行い、食品ロス削減を通じて地域社会の福祉増進に寄与する事を目的とする。
令和元年11月12日	NPO法人アルペな んみんセンター	榎川 勝也	鎌倉市十二所80	この法人は、来日した難民に対して、情報提供、難民認定手続き支援、定住支援に関する事業を行い、難民が自立して日本社会で生活し、地域社会とつながり、寛容性と多様性にあふれた多民族・多文化共生社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和元年11月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年11月6日	特定非営利活動法人 虹	清水 昭宏	伊勢原市神戸583番地の1	この法人は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基き、地域社会で心豊かに安心して生活を営んでいくために必要な介護及び福祉に関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年11月22日

神奈川県平塚土木事務所長 相 原 久 彦

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市高森7-938の1ほか16筆
開発区域の面積	2,087.92平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市扇町12の18
開発許可を受けた者の氏名	積水ハウス株式会社神奈川中央支店 支店長 木下 雅浩
開発許可年月日及び許可番号	平成31年4月16日 神奈川県指令平土第610004号

開発許可を受けた者の住所	海老名市大谷南2-22の7
開発許可を受けた者の氏名	株式会社菜波 代表取締役 古屋 正明
開発許可年月日及び許可番号	令和元年8月21日 神奈川県指令厚土東第610046号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年11月22日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市本郷字中谷津2,678の1ほか5筆
開発区域の面積	1,031.97平方メートル